

## 令和2年度第1回介護保険事業者連絡調整会議

### 冊子目次

- (1) 介護サービス事業者等への指導・監督について・・・・・・・・・・ P 1～9
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について・・・・・・・・・・ P 10
- (3) 介護保険サービス提供時の事故について・・・・・・・・・・ P 11～12
- (4) 見つかるつながるネットワークについて・・・・・・・・・・ P 13～14
- (5) 高齢者虐待防止について・・・・・・・・・・ P 15～16

## 高齢福祉課の業務分担及び電話番号

### 高齢福祉係

71-2223

- 高齢者福祉サービス
- 老人クラブ、シルバー人材センターの支援

### 地域支援係

71-2264

- 高齢者の相談・支援
- 在宅医療・介護連携（サルビー見守りネットなど）
- 認知症施策（見つかるつながるネットワークなど）

### 介護保険係

71-2290

- 介護保険事業所の指定・更新・休止・廃止の手続き
- 介護保険事業所の変更・加算の届出等の手続き
- 事故報告

### 介護給付係

71-2226

- 居宅介護支援事業所の届出
- 負担限度額の申請 など

### 介護審査係

71-2257

- 要介護認定申請、認定調査
- 閲覧申請

## 介護サービス事業者等への指導・監督について

### 1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

#### (1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

#### (2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国・県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市（以下、市）に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみ所に所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

#### (3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県（以下、県）に報告することが義務付けられています。県公式ウェブサイト参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

##### 対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

#### (4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

県が行う令和2年度の本講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、会場での開催は、中止となりました。資料については県ウェブサイトよりダウンロードしてください。

愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト URL

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-kousyuukai.html>)

### 2 指導の種類

#### (1) 集団指導と実地指導

指導には、集団指導と実地指導があります。

##### ア 集団指導について

集団指導は、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的

の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。

市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。市内に所在する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

#### イ 実地指導について

実地指導は、事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的に、事業所に伺って書類や事業所内の様子等を確認します。本指導には県と市が合同で行う指導と、市が単独で行う指導があります。また、総合事業の実地指導については「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」に基づき行い、県との合同指導の際や市単独でも実施します。

##### (ア) 県合同指導

県合同指導の対象は、県指定のサービスがある事業所です。県の職員が指導を行います。市の職員も事業所に伺います。県より指導前の「事前調査（自己点検シート）書類」及び指導後の「改善指示事項に対する改善状況報告」について提出を求められますが、これらについては県に加え市にも提出してください。

なお、県所管のサービスに加え市所管のサービスを行っている事業所については、県合同指導時に併せて市実地指導を行う場合があります。その際は、市実地指導について市からも通知を送付しますので、市通知文に記載されている事前提出書類を市宛に提出してください。（市実地指導に関する書類は、事前事後問わず県への提出は不要です。）

##### (イ) 市単独指導

市単独指導の対象は、市指定の地域密着型、総合事業、居宅介護支援及び介護予防支援サービスを行う事業所です。詳細は、「3 安城市実地指導について」をご確認ください。

#### (3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

### 3 安城市実地指導について

本市では、原則として3年に一度、実地指導を行っています。

#### (1) 事前提出書類

市の実地指導において、勤務形態一覧表や運営規程等の書類を事前提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載しております。

#### (2) 改善指示事項

実地指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

#### (3) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場

合は、悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知をもって実地指導を行う場合があります。

(4) 指導の実施状況【令和元年度指導事業所数】

48事業所（指導予定数 54事業所、指導実施数 48事業所）

うち改善報告を求めた事業所 29事業所

※令和元年度の実地指導について新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和2年2月26日以降の実地指導を中止しました。

(5) 主な指導内容【令和元年度実施分】

ア サービス共通

		指導内容
人員基準	1	管理者の出勤状況が確認できないため、適切に出勤状況を管理し、記録に残すこと。
	2	他事業所との兼務者については、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	3	兼務のある職員については、職種ごとに勤務時間を明確に区分して勤務表を作成すること。
運営基準	1	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。
	2	個人情報使用の同意は家族からも文書で得ておくこと。また、代筆者欄を設けること。
	3	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項、運営規程の概要等は見やすい場所に掲示すること。 なお、掲示場所の都合上書類を貼り出すことが難しい場合は、ファイルに綴じて設置しても良い。いずれの方法を取る場合も、利用者等が自由に書類を確認できるようにしておくこと。
	4	サービスの質の向上を図るため、研修に参加した際は、研修内容について事業所内で共有すること。なお、参加した研修の資料を整理し、必要な情報をいつでも確認できるようにしておくこと。
	5	事故報告は適正な時期に市様式にて提出すること。
	6	苦情・事故・ヒヤリハットの記録を適宜残すこと。
	7	重要事項説明書の利用者負担割合について、3割負担の記載を加えること。
介護給付費算定	1	加算を算定する場合は、算定要件を満たしていることを確認すること。

イ 地域密着型通所介護（療養通所介護）・介護予防通所サービス・生活支援通所サービス・認知症対応型通所介護

		指導内容
運営基準	1	通所介護計画は、アセスメント結果等に基づき、居宅サービス計画に沿って遅滞なく作成し、利用者又は家族に説明し同意を得たうえで交付すること。
	2	介護予防通所サービス計画の作成者は管理者であることに留意すること。
	3	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。
	4	サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。特に、身体拘束や高齢者虐待、法令遵守に関する研修を行うこと。
	5	出勤状況を確認できない従業者(管理者含む)がいるので、適切に出勤状況を管理し、記録すること。
	6	モニタリングは月一回行うことに留意し、いつ行ったか日付を残すこと。
介護給付費算定	1	サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。
	2	運動器機能向上加算については、多職種が共同して作成することに留意すること。

ウ 認知症対応型共同生活介護

		指導内容
人員基準	1	日中は共同生活住居ごとに介護従業者を、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすることとされているが、配置が十分でない日や、管理者やその他介護職員の超過勤務等を含めて確保を図っていた場合があるため、職員の補充等体制の充実に努めること。
	2	管理者の介護従事者との兼務は、管理上又は利用者の処遇に支障が無い場合に限られるので、管理業務が常勤換算方法で0.5以上となるよう人員配置を改めること。
運営基準	1	利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従事者を固定する等、継続性を重視したサービス提供に配慮すること。
	2	勤務表は暦月でユニットごとに毎月作成し、介護従事者が必要な時間数配置されているか確認すること。
	3	負担割合が変更となる利用者については、重要事項説明書によりその旨を説明し、同意を得ること。
	4	身体的拘束等の適正化のための指針は、必要な項目を盛り込んで作成すること。

	5	介護計画について、他の介護従事者に説明し、情報、認識の共有をすること。
	6	認知症対応型共同生活介護計画はアセスメント結果等に基づき、内容の充実を図り、あわせて利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た上で交付すること。
	7	認知症対応型共同生活介護計画は画一的なものではなく、利用者ごとに具体的な内容で作成すること。
	8	入居の際には入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
	9	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催すること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li> </ul>
介護給付費算定	1	サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。
	2	看取りに関する指針について、指針に盛り込むべき項目を見直すこと。

エ 小規模多機能型居宅介護

		指導内容
人員基準	1	介護従業者について人員基準を満たしていない日がみられたため、適切な配置をすること。
運営基準	1	通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならないことに留意すること。
	2	小規模多機能型居宅介護計画は、画一的なものではなく、利用者ごとに具体的な内容で作成すること。
介護報酬算定	1	訪問体制強化加算は、訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する必要があることに留意すること。

オ 居宅介護支援

		指導内容
運営基準	1	事故発生時の対応について、重要事項説明書に記載すること。
	2	医療系サービスをケアプランに位置付けた場合は主治の医師等にケアプランを交付しなければならないことに留意すること。
介護給付費算定	1	入院時連携加算 I において、入院日の記載誤りにより加算の要件を満たせないため、取り下げ、再請求をすること。

## カ 介護予防支援

		指導内容
運営基準	1	運営規程の職員の員数は、実人数で表記すること。
	2	介護予防サービス原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について、利用者又はその家族に説明する際は、文書を交付するとともに、説明を理解したことについて署名を得ること。
	3	職員の資格が証明できる書類を事業所内に整備すること。

### 4 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

#### (1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ること。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。
- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。

（県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること。
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること。
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと。
- ◎次の職種でないこと。

ア 管理者（全サービス）

イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

ウ 介護支援専門員（全サービス）

エ 計画作成担当者

## (2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 (届出を受理した日が月の初日である場 合は当該月)

## (3) 届出書の様式について

[総合トップ](#)>[総合メニューから探す](#)>[健康・福祉・介護・医療](#)>[福祉・介護・医療](#)>[高齢者の福祉](#)>[事業者向け情報](#)>[変更及び加算の届出について](#)  
 (<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/shinkishitei.html#henko>)

### 忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護については西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

## 5 【居宅】特定事業所集中減算について

### (1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

※令和2年度前期分については、令和2年9月15日(火)までにご提出ください。

### (2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」

及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

・届出書類等は市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>変更及び加算の届出について>特定事業所集中減算の届出について

<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/tokuteijigyosyosyuutyuugensan.html>

### (3) 提出先

高齢福祉課介護保険係（市役所北庁舎1階43番窓口）

## 6 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ ウェブサイトのご案内



## 福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

### 医療助成制度

- 子ども医療
- 心身障害者医療
- 母子・父子家庭医療
- 精神障害者医療
- 後期高齢者福祉医療費給付制度
- 自立支援医療(精神通院)
- 自立支援医療
- 小児慢性特定
- 養育医療
- 精神障害者医療  
法を一部  
変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > 暮らす > 健康、福

健康

③「福祉・介護・医療」  
クリック

④「高齢者の福祉」  
クリック

福祉・介護・医療

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google™ カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ



総合トップ

ホーム > 暮らす > 高齢者の福祉

いいね!

## 高齢者の福祉

### 個人向け情報

介護保険制度案内ページ / 利用できるサービス(介護保険サービス・市  
市内事業所一覧 / 予防・保健 / 介護の知恵袋 / 認知症 / 支援活動 / 在宅医療 / 各種申請書

⑤「事業者向け情報」  
クリック

### 事業者向け情報

介護保険事業者向け情報 / 地域密着型サービス事業者・介護予防支援 /  
介護予防・日常生活支援総合事業 / 居宅介護支援事業者向け情報 / 在宅医療・介護連携拠点推進

### その他

あんジョイプラン / 施設整備 / 各種審議会 / 介護・福祉の仕事に関する情報 など

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

事業所様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、介護保険サービスを適切に運営していただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが見つからない状況ではありますが、職員・利用者の体調管理の徹底を今後ともよろしくお願いいたします。

### 1 新型コロナウイルス感染症等に関するページの開設について（市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページ内）

新型コロナウイルス感染症等に関する情報の専用ページを開設し、介護保険最新情報等を内容別に掲載しておりますのご活用ください。今後も頻繁に更新することが予想されますので漏れのないよう随時、確認していただきますようよろしくお願いいたします。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>新型コロナウイルス感染症情報  
( <http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/koreifukushika4.html> )

### 2 新型コロナウイルス感染者等発生時の報告について

すでに通知等でお伝えしておりますが、利用者及び職員等で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、感染が疑われる者が発覚した場合やPCR検査等の受検が決定した場合は、閉庁日（休日等）においても速やかに下記の担当までご連絡ください。

また、「新型コロナウイルス感染症発生者確認票」及び「事故報告書」の提出もお願いします。

#### 【担当】

安城市役所高齢福祉課介護保険係（０５６６－７１－２２９０）

## 介護保険サービス提供時の事故について

## 1 事故発生時の取扱いについて

## (1) 連絡を必要とする事故について

安城市の被保険者が受けた介護保険適用サービスまたは安城市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス中に事故が発生した場合は以下のとおり、市・利用者の家族・居宅介護支援事業者等に報告しなければなりません。

	連絡事項区分	説明
①	サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ケガの程度 外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合。事業者の過失の有無は問わない。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</li> <li>◇ ケガの程度にかかわらず、連絡する必要のある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合</li> <li>・ 利用者に見舞金や賠償金を支払った場合</li> <li>・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合</li> </ul> </li> <li>◇ 「サービスの提供」には、送迎及び通院中も含む。</li> </ul>
②	食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コロナウイルス、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合。</li> <li>※ 各感染症に関連する法に定める手続きがある場合はこれに従う。</li> </ul>
③	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 利用者の処遇に影響がある場合。</li> <li>※ 例：利用者からの預り金の横領、虐待及び不適切な行為など</li> </ul>
④	その他連絡が必要と認められる事故の発生	

## (2) 連絡方法

事故等が発生した場合は、速やかに下記担当へ電話又はFAXにてご一報ください。また、事故等の処理の区切りがついたところで「介護保険事業者事

故報告書」を作成し、同担当へご提出ください。感染症等対象者が複数名の場合は、「事故報告書別紙（集団発生用）」に各対象者の情報・症状・対応についてとりまとめ添付してください。報告様式は安城市公式ウェブサイトに掲載しておりますのでダウンロードしてご活用ください。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>事故報告書について

( <http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/jikohoukokusho.html> )

【担当】安城市役所高齢福祉課介護保険係

TEL 0566-71-2290 FAX 0566-74-6789

## 2 事故内容について

令和元年度中に発生した事故内容は以下のとおりです。

事故内容	件数 (件)	割合 (%)	事故内容	件数 (件)	割合 (%)
骨折	84	52.8	ノロウイルス	2	1.3
死亡	2	1.3	誤嚥	0	0
疥癬	2	1.3	打撲	15	9.4
裂傷	25	15.7	熱傷	1	0.6
インフルエンザ	8	5.0	その他	20	12.6
食中毒	0	0	合計	159	100

※割合については、事故内容毎に小数点第2位を四捨五入しているため合計と一致しない。

また、

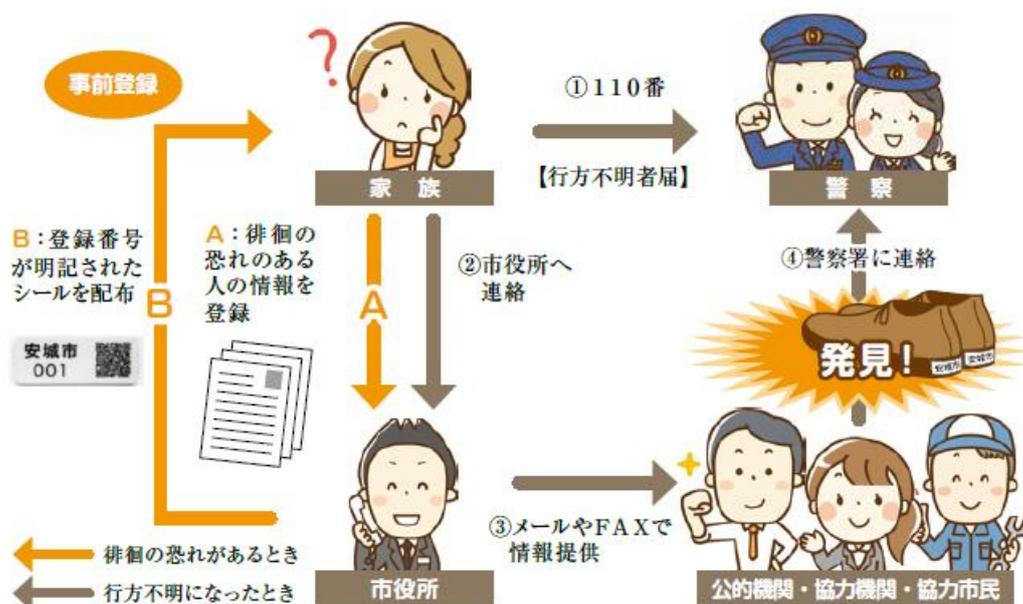
- ・ご利用者が一人でトイレに行こうとするとき
- ・シルバーカーや歩行器を使用しながら歩行するとき
- ・送迎車両への乗り降りのとき

に事故が多くみられますので、上記の場面ではより一層の注意を払っていただきますようよろしくお願いいたします。

安城市高齢者見守り事業のご案内

## 安城市見つかるつながるネットワーク

認知症等で行方不明になるおそれのある人の情報を事前に市に登録し、登録番号が記載されたシールを本人の靴などに貼ります。行方不明になった場合に市に連絡をすると事前に登録した内容に基づき、公的機関、協力機関に連絡したり、安全安心情報メールを配信するなど早期発見・保護につなげます。



**安全安心情報メールに登録しましょう！** 「できることからひとつでも」

受信者として登録すると、登録されたパソコンや携帯電話に情報メールが届きます。行方不明高齢者と思われる人を見かけたら、110番をし、市役所または市内の地域包括支援センターに連絡をお願いします。皆さんからの情報で行方不明高齢者を早く見つけることができます。地域で暮らす皆さん一人一人の力と行政・警察が一体となり、高齢になっても安心して過ごせるまちづくりを目指しましょう！

安全安心情報メールでは、不審者情報・火災情報・行方不明高齢者捜索関連情報等を配信しています。

《登録方法》

QRコードまたは下記のURLにて、登録方法をご確認ください。

●URL=<http://www.city.anjo.aichi.jp/anshin/>

安城市ホームページ「望遠郷」安全・安心ニュース(不審者情報・安全安心情報メール)

【登録対象者】

安城市内に居住していて、徘徊のおそれがある高齢者等



### 【申込方法】

登録対象者の親族等が下記窓口にて申請書を提出

## 認知症高齢者等個人賠償責任保険

安城市が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故でご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金の支払いを受けることができます。

※保険会社の調査によりお支払い対象とならない場合もあります。

### 【登録対象者】

見つかるつながるネットワーク登録者で安城市に在住かつ在宅（安城市に住民票があること）で市が登録を認める者

### 【申込方法】

見つかるつながるネットワーク登録時に併せて申請

### 【補償額の上限】

補償金額最大1億円

### 登録窓口・問い合わせ先

中 学 校 区	東山	地域包括支援センターさとまち	☎ 96-3512	
	安城北	地域包括支援センター中部	☎ 71-0077	
	篠目	地域包括支援センター八千代	☎ 97-8069	
	安城南	地域包括支援センター更生	☎ 77-9948	
	安祥	地域包括支援センター松井	☎ 55-5355	
	安城西	地域包括支援センターあんのん館	☎ 71-3173	
	明祥	地域包括支援センターひがしばた	☎ 73-8210	
	桜井	地域包括支援センター小川の里	☎ 73-3535	
全体	高齢福祉課地域支援係	☎ 71-2264	mail koufuku@city.anjo.lg.jp	

### ウェブサイト

<a href="http://anjo.kaigoweb.jp/article/2018040300019/">http://anjo.kaigoweb.jp/article/2018040300019/</a> (左が安城市見つかるつながるネットワーク)		
<a href="http://anjo.kaigoweb.jp/article/2020030900017/">http://anjo.kaigoweb.jp/article/2020030900017/</a> (右が認知症高齢者等個人賠償責任保険)		

## 高齢者虐待防止について

### 1 早期発見・通報

#### （１）養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

#### （２）養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合

養介護施設従事者は業務に従事している養介護施設・養介護事業において、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない（法（\*）第21条）。

『事業所内での事実確認』を行うのではなく市高齢福祉課地域支援係に速やかに連絡してください。介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」「実地指導」、法（\*）に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

\*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### 2 高齢者虐待防止に向けた取組

#### （１）通報窓口の周知

広報あんじょう、リーフレット、庁内広告モニター等による周知。

#### （２）養介護施設等への外部の目の積極的導入

従事者同士の協力・連携による風通しの良い組織運営、地域住民との積極的な交流、介護相談員の受け入れなど

#### （３）関係者等への研修等の実施による対応力の強化

研修会等への積極的参加、事業所内での研修の実施、介護従事者のメンタルケアなど

### 3 虐待の通報件数及び認定件数について

#### （１）養護者による虐待

	相談・通報件数（増減）	虐待判断件数（増減）
安城市（平成31年度）	51件（-4件）	26件（-13件）
安城市（平成30年度）	55件（+17件）	39件（+11件）
愛知県（平成30年度）	1,745件（+95件）	1,024件（-81件）
全 国（平成30年度）	32,231件（+2,191件）	17,249件（+171件）

## 平成31年度の安城市の状況

相談経路 介護支援専門員、介護職員が約48%

虐待者 夫(32%)、妻(21%)、娘(21%)、息子(14%)、

被虐待者 女性(61%)

## (2) 養介護施設従事者等による虐待

	相談・通報件数	虐待判断件数
安城市(平成31年度)	2件(-6件)	0件(-6件)
安城市(平成30年度)	8件(+3件)	6件(+4件)
愛知県(平成30年度)	98件(+18件)	36件(+8件)
全国(平成30年度)	2,187件(+289件)	621件(+111件)

## 平成30年度の全国の状況

通報経路 当該施設職員(21.6%)

発生原因 教育・知識・介護技術などに関する問題(58.0%)、職員  
のストレスや感情コントロールの問題(24.6%)

施設の種別 特別養護老人ホーム(34.9%)、有料老人ホーム(23.0%)、  
グループホーム(14.2%)

## 【参考資料】

### ・愛知県ホームページ

平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する  
法律に基づく県内市町村の対応状況について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/0000088688.html>

### ・厚生労働省ホームページ

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する  
法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00002.html)